# 科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年 6 月 6 日現在

機関番号: 1 2 6 0 1 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2010~2011 課題番号: 22720280

研究課題名(和文)近代ハプスブルク帝国の社会政策にみる個人・中間集団・国家の関係史

研究課題名(英文)Social Policy in the Habsburg Monarchy: Individuals, Intermediate Groups, and the State

研究代表者

桐生 裕子 (KIRYU YUKO)

東京大学・大学院総合文化研究科・学術研究員

研究者番号:10572779

#### 研究成果の概要(和文):

本研究では、ハプスブルク帝国の社会政策を検討対象として、近代におけるハプスブルク帝国の変容とその特質について明らかにすることを試みた。具体的には、1893年に帝国政府によって提案された強制加入制の農業組合をめぐる議論を取り上げ、この議論を、帝国権力と住民諸集団がそれぞれどのように国家と住民との関係を構想していたか、という視点から検討した。以上の作業を通じて、19世紀から20世紀にかけての時代に、ハプスブルク帝国における個人・中間集団・国家の関係が大きく変化しつつあったことを明らかにした。

### 研究成果の概要 (英文):

The aim of this research is to examine the social policy in the Habsburg monarchy in order to clarify the monarchy's transformation in the 19th and early 20th centuries. The author analyzed discussions about compulsory agricultural cooperatives and revealed that the relationship between individuals, intermediate groups, and the state has drastically changed during the late 19th and early 20th centuries.

#### 交付決定額

(金額単位:円)

			(± k)(1   ± · 1 4)
	直接経費	間接経費	合 計
2010 年度	500,000	150,000	650, 000
2011 年度	500,000	150,000	650, 000
年度			
年度			
年度			
総計	1, 000, 000	300,000	1, 300, 000

研究分野:人文学

科研費の分科・細目: 史学・西洋史

キーワード: 西洋史・東欧・中欧・社会政策・帝国

### 1. 研究開始当初の背景

ハプスブルク帝国の近代史研究においては、ネイションとナショナリズムが常に重要なテーマとなってきた。確かにネイションとナショナリズムの問題は、帝国の近代史を考える上で無視することはできない。しかし、ネイション間のコンフリクトに関心が集中したことによって、近代の帝国社会が経験し

た変容が一面的にとらえられてきたことは 否めず、またそれによって見落とされてきた 重要な問題も数多く存在するといえよう。

そのひとつと考えられるのが、近代のハプスブルク帝国における国家機能の変容、そして個人・社会を構成する諸集団・国家の関係性の変化の問題である。

ハプスブルク帝国史研究においては、研究 の進展のなかで、以前のように帝国を「諸民 族の牢獄」として、その抑圧的な性格を強調 する研究はみられなくなりつつある。しかし、 ナショナリズムに焦点をあわせた研究は、そ の主要な関心を帝国権力と住民集団の間の コンフリクトに向ける傾向が強い。従って近 年の帝国史研究においても、依然として帝国 権力と住民とを対抗関係にあるもとのとと らえ、また帝国権力を、王朝的原理を信奉し、 近代の社会変化に抗う前近代的勢力とみな す視点は根強く残っているといえるだろう。

しかし、申請者はこれまで 19 世紀の帝国 社会の変容をボヘミアの農村を事例に検討 するなかで、①帝国権力が農業結社の支援・ 農業専門機関の創設をはじめとして、農村統 治の近代化を進め、時代の変化に比較的柔軟 に対応をはかっていたこと、②農業不況を契 機に、個人や既存の社会集団によっては対応 できない問題が生ずるなかで、農村において も国家の政策的介入の必要性が論じられは じめたことを明らかにした。

この研究成果は、19世紀にはハプスブルク帝国も近代国家としての性格を強めており、従来の研究のように、帝国権力を近代の社会変化に抗う前近代的勢力ととらえることができないことを示している。また帝国権力と住民の関係としてとらえられるべきではなく、より相互的なものであったこと、さらに近代の社会変容の過程で両者の関係が時とともに変化していったことを示唆しているといえよう。

以上の研究成果を受けて、近代におけるハプスブルク帝国の変容とその特質を明らかにするためには、近代において帝国の機能がどのように変容し、個人・社会を構成する諸集団・国家の関係性がどのように変化したか、という問題について考察する作業が必要であると考えるに至った。

#### 2. 研究の目的

以上の問題意識に基づき、研究代表者は、 近代における帝国の機能の変容、個人・社会 を構成する諸集団・国家の関係性の変化にか んして、大きな手がかりを与えてくれると思 われる社会政策を、長期的な研究課題として 取り上げることにした。

帝国においては、1873 年に生じた大不況 を重要な契機として、社会政策をめぐる議論 が活発化した。1880 年前後から農業不況が 深刻化し、さらに保守貴族のターフェを首班 とする政府が成立すると、政府の積極的な関 与のもと保険制度、救貧制度、職能組織の設立をはじめとして、さまざまな社会政策の導入について議論され、その実現に向けた動きが生じた。

そこで研究代表者は、社会政策をめぐる議論と実現の過程を検討することを通じて、近代ハプスブルク帝国における個と共同性の関係史、個人・中間集団・国家の関係史を描き出し、近代における帝国の変容とその特質とを明らかにすることを、長期的な研究の課題として設定した。

その上で研究の第一段階にあたる本研究においては、農業不況が深刻化するなか、1893年に帝国政府によって提案された強制加入制の農業組合の設立をめぐる議論を取り上げ、この議論を帝国における社会政策の展開に位置づけつつ考察することを通じて、当該期の国家機能、個人と国家の関係性の変化について明らかにすることを試みた。

### 3. 研究の方法

本研究は、1893年にハプスブルク帝国政府によって提案された強制加入制の農業組合をめぐる議論を、ハプスブルク帝国における社会政策の展開に位置づけつつ考察することを目的とする。

2年の研究期間をかけて以上の目的を果た すため、研究初年度にあたる 2010 年度には 以下のふたつの作業を並行して行った。

- (1)方法論的な研究枠組みの構築
  - ①ハプスブルク帝国の社会政策、社会問題 にかんする先行研究の整理・批判的検討。
  - ②ハプスブルク帝国以外の地域の社会政策、社会問題を対象とする主要な事例研究および、社会政策、社会問題に関する理論的研究の整理・批判的検討。
- (2) 個別的な実証研究を進めるための史料収集と分析

強制加入制の農業組合の設立をめぐる議 論を大きく以下の3つのレベルに分け、それぞれについて史料収集を行った。

- ①帝国政府、農務省内部の議論
- ②帝国議会における議論
- ③領邦レベル (領邦議会、領邦委員会、領邦農業組織など) での議論

研究2年目の2011年度においては、方法 論的な研究枠組みを精緻化しつつ、史料の補 完的収集及び分析を進めた。

#### 4. 研究成果

研究1年目にあたる2010年度には、ウィーンの国立文書館と国立図書館において、農務省の文書を中心とする未公刊史料、帝国議会関連史料の収集を行い、さらにプラハの国民文書館で領邦委員会・ボヘミア王国農業審

議会関連の未公刊史料、領邦議会議事録などの諸史料を収集した。そして、帝国議会議事録および領邦議会議事録を中心に、収集した史料の分析を行った。

研究 2 年目にあたる 2011 年度は、前年度 収集した史料の分析を継続するとともに、ウィーンとプラハで農務省や農業関連組織関 連の史料を補完的に収集し、これらの新たな 史料についても分析を行った。

以上の作業によって得られた成果は、(1)「ターフェ内閣による強制加入制の農業組合設立法案の意義について」、(2)「世紀転換期ハプスブルク帝国における国家と住民一強制加入制の農業組合をめぐる議論の分析から一」、というふたつの論考として発表する予定である。以下に、それぞれの概要について記しておく。

(1)「ターフェ内閣による強制加入制の農業 組合設立法案の意義について」

1893 年、ターフェ内閣によって、強制加入義務のある農業組合の設立法案が提出された。本法案はシスライタニア(1867 年のアウスグライヒ成立後、ハプスブルク帝国の西半部を指す非公式の名称)の各領邦に、①一定規模以上の土地を所有する営農家全で加入する郡農業組合、②郡農業組合を統轄自己、これらの農業組合を設立し、これらの農業関連の設立・農産物の共同販売・農業関連する諸協同組合の設立・保険業務の仲介・労働者の仲介・農業政策への意見表明および提言、といった業務を課す、という内容を持つものであった。

この強制加入義務を伴う農業組合設立法 案は、シスライタニアの政治・社会発展上の 転機として、重要な意義を持つ。

シスライタニアにおいては、1873年の大不 況、労働運動の展開を背景として、「社会問題」の解決の必要性が認識され、1880年代に はドイツなどヨーロッパ諸外国をモデルに しながら、営業法改正、労働者災害保険法・ 労働者疾病保険法の導入といった措置が主に 労働者を対象としたものであったの特置が上て、 大いた。しかし、これらの措置が主に対 して、1893年の農業組合法案は、その対象が 農業、そして一定規模の土地所有を所有いる。 中間層である点が大きな特徴となっている。 やまりシスライタニアにおいて、特定の分野、 特定の階層の住民のみならず、中間層を含む より広範な住民の統合が必要と認識された ことを示しているといえよう。

さらに 1893 年の農業組合法案は、帝国の 農業政策・農村政策上の転機でもあった。18 世紀後半以来、帝国指導層は、各領邦ごとに 設立された任意結社である農業協会を基盤 として、農業政策・農村政策を進めてきた。 しかし、1893年の農業組合法案は、農業結社という営農家の一部のみが加入した任意組織、「偶然性」に基づく組織ではなく、全営農家を含合する統一的な組織を設立し、農業政策・農村政策の基盤を、任意組織から強制加入組織、歴史的諸領邦の特権に依拠した組織から、シスライタニア全域で統一された組織へと転換させることを意図したといえる。

このように 1893 年の農業組合法案を 18 世紀後半以降のハプスブルク帝国の発展に位置づけてみるならば、世紀転換期のシスライタにおいても、国民国家の形成を進めつつあったヨーロッパの諸外国と同様、単に自由主義的経済政策からの離脱が図られただけではなく、国家による個人のより直接的な統合がはかられ、個人・中間集団・国家の関係が徐々に変化しつつあったことを見て取ることが出来るだろう。

近代のハプスブルク帝国は、これまでの研究において、しばしば「遅れた王朝的帝国」として扱われてきたが、本研究の成果は、世紀転換期のハプスブルク帝国においても、ヨーロッパの諸外国と共通する変化が生じていたことを示し、従来の見解を修正する必要を提起するのである。

- (2)「世紀転換期ハプスブルク帝国における国家と住民—強制加入制の農業組合をめぐる議論の分析から—」
- (1)で示したように、強制加入義務のある 農業組合の設立に向けた動きにおいて、直接 のイニシアチヴをとったのはターフェ内閣 であった。しかし、重要なことは、こうした 動きがターフェ内閣によって一方的に推し 進められたわけではなかったということで ある。

シスライタニアの農業は、1873年の大不況 の影響、その後の不作に苦しんだ。さらに 1880 年頃から穀物価格が低下しはじめると、 農業経営は収益の低下、負債の増加に苦しみ、 強制競売にかけられる農地が急増した。農業 が厳しい不況に見舞われ、農村がその影響に 苦しむなかで、農業関係者の間では、状況を 打開するには自助では限界があり、立法・行 政措置の必要性の必要性を論じる声が高ま った。その過程で、従来農業推進を担い、ま た農村住民の政治的・社会的活動の基盤とな ってきた任意の農業結社の限界を指摘する 声も強まり、任意ではなく全ての営農家が加 入し、また立法機関・行政機関に対して強力 な発言力を有す機関の必要性が指摘される ようになった。

つまり強制加入義務のある農業組合の設立法案は、(1)で示したように、ターフェ内閣によって提出されたものであったが、農業

関係者の一定の要求に応えるものであり、両者は、任意組織である農業結社の限界を認識し、農村住民をまとめる新たな組織を求めていた点で共通していたのである。

1893 年の政府法案については、同法案が諸領邦の農業・社会状況の違いを十分に考慮していない点、またナショナリティー別の組織の設立を想定していない点に対して、各政治主体から批判が向けられた。これらの批判を踏まえて再提出された政府法案をめぐって、帝国議会で審議が開始されると、①領邦と帝国のどちらが農業組合を管轄するか、②加入義務を課す範囲をどのように設定するか、④ネイション別の農業組合をいかに組織するか、といった問題について激しい議論が展開された。

しかし、一定規模以上の土地を所有する営農家全てに加入義務のある公的組織を法によって導入する必要性自体については、広くコンセンサスが存在しており、強制加入義務自体については、論点にならなかった。従って、当該期の国家の統治機能の強化、国家と個人の関係性の変化は、国家の指導層によって一方的に推し進められたわけではなく、諸政治主体との相互交渉のなかで進展したものであったということができる。

同時に加入義務のある公的組織の必要性 自体についてはコンセンサスが存在した上 で、諸政治主体がネイション、社会階層・階 級、中央集権/自治など様々な対立軸に沿っ て激しい議論を展開したことは、世紀転換期 以降のハプスブルク帝国を特徴づける政治 主体間の交渉・抗争が、単に既存のパイの奪 い合いではなく、国家の統治機能の強化、立 法・行政領域の拡大のなかで展開されたこと を示している。従って、近代化の過程で生じ る国家機能の変容という契機を無視して、ナ ショナリズム、国制改革をはじめとする近代 ハプスブルク帝国の諸問題を検討すること はできないのであり、とりわけ世紀転換期か ら帝国が解体する 1918 年までのハプスブル ク帝国の歴史は、この点を踏まえて再検討さ れる必要があるだろう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

## 〔雑誌論文〕(計1件)

(1)<u>桐生 裕子</u>「チェコ農村近代史からネイションとナショナリズムについて考える」『歴史と地理』(山川出版社)、第636号、2010年8月、60-64頁。

[図書] (計1件)

(1)<u>桐生 裕子</u>『近代ボヘミア農村と市民社会 -19 世紀後半ハプスブルク帝国における社 会変容と国民化-』2012年2月、刀水書房、 全340頁。

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

桐生 裕子(KIRYU YUKO)

東京大学·大学院総合文化研究科·学術研 究員

研究者番号:10572779

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし